

江南市テレビジョン放送電波受信障害防止に関する指導要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、中高層建築物の建築により生ずるテレビジョン放送電波の受信障害（以下「電波受信障害」という。）の発生を未然に防止するため、中高層建築物を建築しようとする建築主（以下「建築主」という。）に対し必要な事項を定め、もって市民の良好な生活環境の確保を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電波受信障害 建築物の建築によりテレビジョン放送電波がさえぎられ、又は反射することにより、その受信に支障をきたすことをいう。
- (2) 中高層建築物 江南市宅地開発等に関する指導要綱に掲げる建築物以外の建築物で地上3階以上（自己用住宅を除く。）又は高さが10メートル以上の建築物及び工作物をいう。

(電波受信障害の防止義務)

第3条 建築主は、当該中高層建築物により電波受信障害の生じるおそれがある場合には、あらかじめその区域に電波受信障害が生じないように必要な措置を講じなければならない。

- 2 建築主は、当該中高層建築物により電波受信障害が生じたときは、電波受信障害を受けている者その他関係者と協議し、正常なテレビジョン放送電波を受信できるための必要な措置を速やかに講じなければならない。
- 3 前項において電波受信障害を受ける区域は、日本放送協会（NHK）又は電波障害調査専門業者の調査結果に基づく影響区域を基準とする。

(誓約書等の提出)

第4条 建築主は、中高層建築物の建築確認申請書を提出する際、テレビジョン放送電波受信障害に関する紛争については、建築主の責任において解決する旨の誓約書（様式第1）並びにテレビジョン放送電波受信障害対策計画書（様式第2）を市長に提出するものとする。

(補 則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1

年 月 日

誓 約 書

江 南 市 長

建築主 住 所
電話番号
氏 名

私がこの度下記土地に（新・増）築する（建築物・工作物）の建築にあたり近隣住民と誠意をもって話し合い、テレビジョン放送電波受信障害について、工事中、完成後を問わず苦情が生じた場合は、建築主の責任において対応することを誓約します。

記

建築場所 江南市

様式第2

年 月 日

テレビジョン放送電波受信障害対策計画書

江 南 市 長

建築主 住 所
電話番号
氏 名

私がこの度下記に建設する（建築物・工作物）の建築について、建築計画、工事中及び完成後のテレビジョン放送電波受信障害並びにその対策について、次のとおり報告します。

建築場所	江南市					
用途地域						
建築物・ 工作物の 概要	区分	新築・増築	用途			
	敷地面積	m ²	建築面積	m ²	延床面積	m ²
	構造		階数	階	高さ	m
テレビ ジョン 放送電 波受信 障害対 策計画	テレビジョン放送 受信障害区域 調査方法	1. 机上計算 2. 事前受信障害状況調査 3. 建築完成後受信障害状況調査				4. その他
	工事中の テレビジョン放送 受信障害対策	1. 仮設個別アンテナ 2. 仮設共同アンテナ 3. その他				
	完成後の テレビジョン放送 受信障害対策	1. 個別アンテナ 2. 共同アンテナ 3. その他				
	受信施設の維持 管理方法	1. 受信施設の所有者 2. 受信施設の共同維持管理				3. その他
	緊急連絡先	住 所 電話番号 氏 名				